

令和7年度高速液体クロマトグラフ点検業務仕様書

1 業 務 名 令和7年度高速液体クロマトグラフ点検業務

2 履行期間 契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

3 業務の概要

香川県中讃保健福祉事務所に設置している検査機器について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、検査施設に義務付けられた精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。）の一環として実施する定期的な点検を行うものである。

なお、点検には、点検対象機器メーカーの定める定期的な消耗部品の交換を含み、機器の不具合に係る修繕は含まないものとする。

4 点検対象機器

	機 器	機 種 ・ 型 番 等
1	高速液体クロマトグラフ 日立 Chromaster	Chromaster 5110 A P Vポンプ
2		Chromaster 5210 オートサンプラ
3		Chromaster 5310 カラムオーブン
4		Chromaster 5430 ダイオードアレイ検出器
5		Chromaster システムマネージャ

5 点検場所

香川県中讃保健福祉事務所 試験検査室

香川県丸亀市土器町東八丁目526番地

6 点検業務の内容

	機 種 ・ 型 番 等	点検業務の内容
1	Chromaster 5110 A P Vポンプ	・ 流量真度の確認 ・ 流量精度の確認 ・ 低圧グラジェント真度の確認 ・ 耐圧の確認
2	Chromaster 5210 オートサンプラ	・ 注入精度の確認 ・ 注入量直線性の確認 ・ キャリーオーバーの確認 ・ 耐圧の確認
3	Chromaster 5310 カラムオーブン	・ 温度真度の確認 ・ 温度安定性の確認

4	Chromaster 5430 ダイオードアレイ検出器	・ランプエネルギーの確認 ・波長真度の確認 ・ベースラインドリフトの確認 ・ベースラインノイズの確認 ・吸光度直線性の確認
5	Chromaster システムマネージャ	・ソフトウェアインストールの確認 ・ユニット接続の確認 ・データ処理の確認
6	消耗部品の交換	・点検対象機器メーカーの定める定期的な消耗部品の交換 なお、当事務所で準備した下記の消耗部品の交換を含む。 ① CM5110 ポンプ定期交換部品キット AM (1回分) 892-1203 ② CM5110 ポンプ定期交換部品キット B 892-0864 ③ オートパージバルブローターシール 893-0802 ④ 水切り 885-1028 ⑤ D2 ランプ 893-4755 ⑥ Wランプ 890-2527 ⑦ CM5210 オートサンプリング定期交換部品キット A (1回分) 892-3100 ⑧ CM5210 オートサンプリング定期交換部品キット B 892-0863

7 提出書類

業務が完了したときは、点検業務内容を明らかにした業務完了報告書を提出すること。

8 報告書提出先及び部数

香川県中讃保健福祉事務所 1部

9 その他

- (1) 点検実施日については、中讃保健福祉事務所試験検査室担当職員と調整のうえ決定又は変更すること。なお、中讃保健福祉事務所の開所時間内において実施すること。
- (2) 本業務により生じた廃棄物を引取り、適切に処分すること。
- (3) 点検の結果、修繕を要すると判断された場合には、直ちに担当職員に報告するとともに、その内容を報告書に記載すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、担当職員と協議すること。